

- 1 件 名 平成26年度第1回古賀市情報公開・個人情報保護審査会
- 2 日 時 平成26年5月27日（火）14:00～14:25
- 3 場 所 市役所 第2庁舎 302会議室
- 4 出席委員 吉田信委員、古屋泰生委員、高田亜朱華委員、平位直子委員
- 5 欠席委員 大河原良夫委員
- 6 事務局 青谷課長（途中退席）
政策法務係（渋田、尾畠、澤木）
- 7 傍聴者 なし
- 8 内 容
付議事項
① あいさつ
② 平成24年度古賀市情報公開制度運用状況報告
③ 平成24年度古賀市個人情報保護制度運用状況報告
④ その他
- 9 会議概要
事務局 ただ今から第1回情報公開・個人情報保護審査会を開催する。
(事務局自己紹介)
- 会 長 平成25年度古賀市情報公開制度運用状況の報告を事務局にお願いする。
- 事務局 (情報公開制度運用状況の報告)
年々、開示請求内容が多様化していると感じる。訴訟資料としての開示請求も複数見受けられる。
- 会 長 何かご意見、ご質問等ないか。
- 委 員 31番以降のいくつか続く職員に関する資料は全て不存在なのか。
- 事務局 業務上作成の必要がなく、不存在である。
- 委 員 同一人物からの請求か。
- 事務局 同一人物からである。
- 会 長 他に何かご意見、ご質問等ないか。
- 委 員 (なし)
- 会 長 それでは、平成25年度古賀市個人情報保護制度運用状況の報告を事務局にお願いする。
- 事務局 (個人情報保護制度運用状況の報告)
古賀市では、第三者が住民票等を取得した際に本人に通知する制度があり、その通知に基く請求が多い。
- 会 長 何かご意見、ご質問等ないか。

- 委 員 第三者取得の通知の制度はいつから始まったのか。
事務局 平成24年度からである。
- 委 員 不開示情報に法人印とあるが、法人が第三者の住民票等を取得
することができるということか。
- 事務局 そのとおりである。生命保険関係の書類が届かないということで
法に基き調査があったもの等である。
- 委 員 詳細一覧の1番と5番の差は何か。
- 事務局 5番は、採用試験合格者からの請求であり、一次試験の結果と、
最終結果の違いである。
- 委 員 24年度は不正請求に関する開示請求があったが、25年度は
そのようなケースはなかったのか。
- 事務局 25年度はない。
- 会 長 他に質問等ないか。
- 委 員 (なし)
- 会 長 質問がないようなので、4. その他へ進む。
- 事務局 (名簿確認ほか事務連絡)
- 会 長 それでは、これで、第1回古賀市情報公開・個人情報保護審査
会を終了する。

終了14：25